

運営規程（例）

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p style="text-align: center;">障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく〇〇〇運営規程（自立生活援助）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 ***が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの自立生活援助の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、自立生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、障害者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な自立生活援助の提供を確保することを目的とする。</p> <p>（運営の方針）</p> <p>第2条 指定自立生活援助支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 前項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年千葉県条例第88号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p> <p>（事業所の名称等）</p> <p>第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 名 称 〇〇〇</p> <p>（2） 所在地 千葉県××市△△×丁目×番×号 **ビル×号</p> <p>（職員の職種、員数及び職務内容）</p> <p>第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。</p> <p>（1） 管理者 1名</p> <p>管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に</p>	<p>「〇〇〇」は、事業所の正式名称を記載してください。</p> <p>「***」は、開設者（法人名）を、「〇〇〇」は、事業所の正式名称を記載してください。</p> <p>「〇〇〇」は、事業所の正式名称を記載してください。 所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載してください。</p>

行うとともに、法令等において規定されている指定自立生活援助の実施に関し、事業所の従業者等に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 ○名

サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定自立生活 援助の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 地域生活支援員 ○名

地域生活支援員は、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、相談、情報提供及び助言 その他必要な支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。

(3) サービス提供日 午前○時から午後○時までとする。

(3) サービス提供時間 午前○時から午後○時までとする。

(指定自立生活援助の提供方法及び内容について)

第6条 事業所で行われる事業の内容は次のとおりとする。

(1) 定期的な訪問による支援

(2) 随時の通報による支援 等

(利用者から受領する費用等について)

第7条 指定自立生活援助を提供した際は、市区町村が定める負担上限月額範囲内において利用者から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとし、利用者から受領した額以外については、各市区町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定自立生活援助を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払いを受けることができる。

4 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に

「営業日」「営業時間」は、利用者からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対する指定同行援護のサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載してください。
日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日の除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載してください。

* 基準第 21 条第 1 項

* 基準第 21 条第 2 項

自立生活援助事業者は、前二項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において自立生活援助を行う場合、交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができます。その場合は左記の項目を記載することとします。

* 基準第 21 条第 4 項

* 基準第 21 条第 5 項

サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いの同意を得ることとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に事業所が提供する自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る費用基準額から法第29条第3項(法第31条の読替適用を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、事業所は利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス提供事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、〇〇市全域とする。

(事業の主たる対象者)

第10条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

- (1) 身体障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細かなしの別)
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等対象者

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、**担当**者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に指定自立生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等

*基準第22条

通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載します。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「〇〇市〇〇町」など客観的に区域が分かるような記載をしてください。また、その場合は地図を添付してください。

令和4年度から義務化
令和6年度一部改正

*基準第28条

の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した自立生活援助に関する利用者等並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供した指定自立生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項又は法第48条第1項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(感染症や災害への対応力の強化)

第14条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

4 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

* 基準第39条第1項

* 基準第39条第2項

* 基準第39条第3～5項

* 基準第39条第7項

* 基準第34条第3項

5 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（身体拘束の適正化）

第15条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（ハラスメント対策）

第16条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（その他運営についての重要事項）

第17条 指定自立生活援助事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後○カ月以内

（2）継続研修 年○回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込むものとする。

4 事業所は他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は***と

*基準第36条第1項

*基準第36条第2項

*基準第36条第3項

*基準第206条の11第1項

*基準第206条の11第2項

「***」は、開設者（法人名）を記載してください。

事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和〇年〇月 1 日から施行する。

開設年月日（指定年月日）を記載
してください。